鎌倉市文化財保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| ○鎌倉市文化財保護条例 | ○鎌倉市文化財保護条例 |
| 平成17年３月２日条例第13号 | 平成17年３月２日条例第13号 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （所有者の管理義務及び管理責任者） | （所有者の管理義務及び管理責任者） |
| 第13条　市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。 | 第13条　市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。 |
| ２　市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。 | ２　市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の２第１項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。 |
| ３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。 | ３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。 |
| ４　第１項の規定は、管理責任者について準用する。 | ４　第１項の規定は、管理責任者について準用する。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （滅失、き損等） | （滅失、毀損等） |
| 第15条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 | 第15条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （管理又は修理に関する勧告等） | （管理又は修理に関する勧告等） |
| 第19条　市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。 | 第19条　市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。 |
| ２　市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 | ２　市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 |
| ３　前２項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。 | ３　前２項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。 |
| ４　第17条第２項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。 | ４　第17条第２項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （現状変更等の制限） | （現状変更等の制限） |
| 第21条　市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 | 第21条　市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 |
| ２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。 | ２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。 |
| ３　教育委員会は、第１項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 | ３　教育委員会は、第１項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 |
| ４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 | ４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 |
| ５　第１項の許可を受けることができなかったことにより、又は第３項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。 | ５　第１項の許可を受けることができなかったことにより、又は第３項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （公開） | （公開） |
| 第23条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、６箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 | 第23条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、６箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。 |
| ２　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、３箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。 | ２　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、３箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。 |
| ３　前２項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。 | ３　前２項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。 |
| ４　第17条第２項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。 | ４　第17条第２項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。 |
| ５　教育委員会は、第１項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。 | ５　教育委員会は、第１項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。 |
| ６　教育委員会は、第２項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 | ６　教育委員会は、第２項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 |
| ７　第１項又は第２項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。 | ７　第１項又は第２項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （市指定有形民俗文化財の現状変更等） | （市指定有形民俗文化財の現状変更等） |
| 第36条　市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。 | 第36条　市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。 |
| ２　市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 | ２　市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| （現状変更等の制限） | （現状変更等の制限） |
| 第45条　市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 | 第45条　市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。 |
| ２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。 | ２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。 |
| ３　第21条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による許可について準用する。 | ３　第21条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による許可について準用する。 |
| 【省略】 | 【省略】 |
| 第９章　罰則 | 第９章　罰則 |
| 第53条　市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。 | 第53条　市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。 |
|  | ２　前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。 |
| 第54条　市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。 | 第54条　市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。 |
|  | ２　前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。 |
| 第55条　第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。 | 第55条　第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。 |
| 第56条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前３条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。 | 第56条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前３条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。 |
| 【省略】 | 【省略】 |